



「鈴鹿市における配置(予定)技術者の兼務に関する取扱い」の概要

令和7年12月 技術監理契約課

概要

- ・「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）」等改正法が施行されたことから、鈴鹿市においてもこれらの取扱いを定めました。

①専任特例1号

- ・建設業法第26条第3項第1号により、情報通信技術を利用し専任現場を兼務する場合

②専任特例2号

- ・建設業法第26条第3項第2号により、監理技術者補佐を配置し専任現場を兼務する場合

③専任特例営業所技術者等

- ・建設業法第26条の5により、営業所技術者が専任現場の主任技術者又は監理技術者の職務を兼務する場合

技術者の専任とは

3

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事1件の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに**専任**の者でなければなりません(下請工事であっても適用されます)。

建設業法 第26条参照

専 任	他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること
常 駐	現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること

監理技術者制度運用マニュアルより

①専任特例1号

4

	改正建設業法	鈴鹿市
請負金額	1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満) ※工事途中で請負金額が1億円以上(2億円以上)となった場合は、監理技術者等を工事毎に専任で配置する	同左
兼務現場数	2以下	同左
低入札	-	低入札でないこと
連絡員の配置	監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事と同業種の実務経験を1年以上有する者)	同左
人員の配置を示す計画書の作成、保存等	人員の配置の計画書を作成し現場に据え置く	同左
現場状況を確認するための情報通信機器の設置	工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器の設置	同左
工事現場間の距離	1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内(片道)	2つの工事現場が鈴鹿市内又は四日市市、津市、亀山市内であること
下請次数	3次まで ※工事途中で下請次数が3を超えた場合は、監理技術者等を工事毎に専任で配置する	2次まで(建築一式工事は3次まで) ※工事途中で下請次数が2を超えた場合(3を超えた場合)は、監理技術者等を工事毎に専任で配置する
施工体制を確認できる情報通信技術の措置	主任技術者又は監理技術者がCCUS等を活用し遠隔から現場作業員の入退場が確認できること	主任技術者又は監理技術者がCCUS等を活用し遠隔から現場作業員の入退場が確認できること。なお、当面の間は電子メールにより提出された作業日報等で作業員の入退場を確認できれば有効とする

②専任特例2号

5

	改正建設業法	鈴鹿市
予定価格	-	3億円未満
兼務現場数	2以下	同左
技術的難度	-	技術的難易度が高くないこと
低入札	-	低入札工事でないこと
施工体制	-	24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと
工事現場間の距離	-	鈴鹿市内であること。ただし、兼務する工事現場間を直線で結んだ距離が概ね10km以内である場合は、この限りではない
対象工事	-	公共工事であること(鈴鹿市発注工事に限らず、国・県・他市町などの公共機関等の発注工事も対象)
監理技術者補佐	専任配置	同左
監理技術者補佐の資格	<ul style="list-style-type: none"> 当該工事の主任技術者の資格を有する者のうち、1級の技術検定の第1次検定に合格した者 当該工事の監理技術者の資格を有する者 	同左
雇用関係	-	直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
監理技術者の役割	-	施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること
連絡体制	-	監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること
監理技術者補佐の役割	-	監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること

③専任特例営業所技術者

6

	改正建設業法	鈴鹿市
工事契約	当該営業所において締結された工事であること	当該営業所において締結された工事であること 当該営業所が鈴鹿市内又は四日市市、津市、亀山市内であること
請負金額	1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満) ※工事途中で請負金額が1億円以上(2億円以上)となった場合は、監理技術者等を工事毎に専任で配置する	同左
兼務現場数	1以下	同左
低入札	-	低入札でないこと
連絡員の配置	監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事と同業種の実務経験を1年以上有する者)	同左
人員の配置を示す計画書の作成、保存等	人員の配置の計画書を作成し現場に据え置く	同左
現場状況を確認するための情報通信機器の設置	工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器の設置	同左
工事現場間の距離	1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内(片道)	兼務しようとする工事現場が鈴鹿市内であること
下請次数	3次まで ※工事途中で下請次数が3を超えた場合は、監理技術者等を工事毎に専任で配置する	2次まで(建築一式工事は3次まで) ※工事途中で下請次数が2を超えた場合(3を超えた場合)は、監理技術者等を工事毎に専任で配置する
施工体制を確認できる情報通信技術の措置	主任技術者又は監理技術者がCCUS等を活用し遠隔から現場作業員の入退場が確認できること	主任技術者又は監理技術者がCCUS等を活用し遠隔から現場作業員の入退場が確認できること。なお、当面の間は電子メールにより提出された作業日報等で作業員の入退場を確認できれば有効とする

鈴鹿市において専任特例を活用する場合の手続きについて

7

	入札時	契約時
(1) 鈴鹿市が発注する工事同士で技術者を兼務させる場合	入札参加資格確認申請書に加えて、該当する配置予定届出書(様式A-1又はA-2)を提出する。 ※1	主任技術者及び現場代理人等通知書に加えて、該当する兼務届(様式B-1又は様式B-2)を双方の工事担当課に提出する。
(2) 既に契約中の工事(工事①)に配置されている技術者をこれから鈴鹿市が発注する工事(工事②)の技術者と兼務させる場合※2	・工事②の入札参加前に、該当する配置予定届出書(様式A-1又は様式A-2)を工事①の工事担当課に提出し、内諾を得る。 ・工事②の入札参加資格確認申請書に加えて、該当する配置予定届出書(様式A-1又はA-2)を提出する。 ※1	工事②の担当課に主任技術者及び現場代理人等通知書に加えて該当する兼務届(様式B-1又は様式B-2)を提出し、その後、工事①の担当課に該当する兼務届(様式B-1は様式B-2)を提出する。
(3) 鈴鹿市が発注する工事に専任特例営業所技術者等を配置する場合	入札参加資格確認申請書に加えて、配置予定届出書(様式A-3)を提出する。 ※1	主任技術者及び現場代理人等通知書に加えて、兼務届(様式B-3)を工事担当課に提出する。

※1:事後審査型一般競争入札のみ。

※2:工事①が他発注機関の工事の場合、当市の工事と兼務できるのは工事①の発注機関が認める場合に限ります。必ず事前に内諾を得てください。
(備考)

様式1は専任特例1号、様式2は専任特例2号、様式3は専任特例営業所技術者等が該当。

契約後に専任が必要な監理技術者等が兼務しようとする場合は、事前に監督職員と協議を行うこととします。また、兼務を要さなくなった場合も同様とします。

配置予定届出書は、原則として電子入札システムで提出してください。

上表(2)の場合で、兼務が不要となった場合、その旨を遅滞なく工事①の発注課又は発注機関に報告してください。

監理技術者等から専任特例1号又は専任特例2号による監理技術者等への変更あるいは専任特例1号又は専任特例2号による監理技術者等から監理技術者等への変更は、工期途中での交代には該当しないものとします。



この取扱いは、鈴鹿市が令和7年6月1日以降に公告等を行う
案件から適用します。

本件に関するお問い合わせ
鈴鹿市役所 技術監理契約課 契約G
電話:059-382-9039